

令和5年度 愛媛県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修 開催要項

「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（令和5年6月30日付け国通知）に伴う、「基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とします。」の取扱いは、今回の令和5年度実践研修より反映しております。

実践研修の受講に必要な実務経験は原則2年以上ですが、一定の要件を満たす場合は例外的に6月以上で受講が可能です。2年未満で受講する場合は、指定の様式で事業所等の指定権者に届け出るとともに、写しを受講申込書に添付して提出してください。詳細については下記のとおりです。

1 目的

この研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」とする）の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体 一般社団法人愛媛県社会福祉士会

3 日程・場所・定員（講義及び演習：全2日間）

	期日	定員	会場
第1回	12月 2日（土）～ 3日（日）	100名程度	ウェルピア伊予 2階 銀河
第2回	12月12日（火）～13日（水）	100名程度	アイテムえひめ 1階 小展示場A
第3回	令和6年 1月27日（土）～28日（日）	100名程度	ウェルピア伊予 2階 銀河

※同じ研修カリキュラムで3回実施します。申込時に第1希望・第2希望をお尋ねいたしますが、申込みの状況によってご希望に添えないこともございますので予めご了承ください。

※第3回の日程については、受講申込者数によっては開催しない場合がございます。

4 受講対象者

- （1）2019年度以降、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した者で、基礎研修修了日から実践研修受講日までに2年以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者
- （2）サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であって、基礎研修を修了後、通算して6か月以上、個別支援計画作成の業務に従事した者

※事業所所在地・受講者の住所等が愛媛県外の方でもお申し込みは可能ですが、定員を超過してお申し込みがあった場合は、愛媛県内の方、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を愛媛県で修了している方を優先して受講決定させていただきますのでご了承下さい。

5 研修カリキュラム及び講師 … 別紙参照

6 受講料

- （1）受講料 15,000 円（税込み）※研修当日に配布する資料代を含みます

- (2) 受講料の返還 納入された受講料は、原則返還しません。また、9 (2) により修了証書を交付しない場合においても返還しないものとします。

7 受講申込手続

- (1) 申込受付期間 令和5年10月14日(土)～11月6日(月)
メールの場合は11/6(月)23:59受付分まで有効、郵便の場合は11/6(月)必着

- (2) 申込方法 ※FAXでのお申し込みはできませんのでご注意ください

4 (1) に該当する方

次のものを11の申し込み先まで郵送またはメールでご提出ください。

- * 受講申込書…必要事項をご記入ください
- * サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者基礎研修の修了証書の写し

4 (2) に該当する方

次のものを11の申し込み先まで郵送またはメールでご提出ください。

- * 受講申込書…必要事項をご記入ください
- * サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者基礎研修の修了証書の写し
- * 「**実務経験見込証明書(サービス管理責任者等実践研修を実務経験6か月で受講する場合)**」の写し
↑こちらの証明書は愛媛県のホームページからダウンロードできます。

(https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=1036)

所属先の事業所から管轄の地方局等へ提出して受付印をもらい、その写しを添付してください。

※受講にあたって合理的配慮が必要な場合は、申込書とは別に「障がいのある受講者の合理的配慮の申出書」をご提出ください

- (3) 受講者の決定及び通知

募集期間終了後、令和5年11月13日(月)までに受講の可否を郵送にて通知します。
万が一期日を過ぎても通知が届かない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

9 研修修了の認定・修了証書交付

- (1) 研修全課程を修了した者には、修了証書を交付します。
- (2) 研修期間中は、講師・ファシリテーター・事務局スタッフ等が随時、受講の確認をいたします。15分以上の遅刻・中座・早退があった場合は欠席とみなされ、修了証書は交付されません。
- (3) 愛媛県社会福祉士会は研修を修了した者についての名簿を作成し愛媛県に報告するものとします。

10 その他

- (1) 個人情報の取扱いについて…研修開催により本会が知り得た個人情報は、適正に管理し、他の目的には使用しません。なお、受講者間の連携と交流を図る目的で、受講者氏名及び所属事業所を掲載した名簿を作成し、グループ内で配布する等研修会内で共有いたします。ご都合が悪い場合には予め申し出ください。
- (2) 受講申込書等に虚偽の記載があった場合には、受講を取り消す場合がございます。
- (3) 受講決定後、受講を無断でキャンセルされた方(事業所)は、以降の受講をお断りします。

11 お問い合わせ先・お申込み先

申込期間中はお電話が混み合うことが予想されますので、メールでのお問い合わせにご協力ください。

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 事務局
〒790-0802 松山市喜与町二丁目5番地9 ピリカコスモス401号
TEL (089) 948-8031 / FAX (089) 948-8032 / メール eacsw@mbr.nifty.com